

金融円滑化法

この号の内容

- 1 金融円滑化法
- 2 入所のご挨拶
- 3 事務所の近況
- 4 取扱い業務

1 金融円滑化法とは何だったのか？

金融円滑化法が本年3月31日をもって終了します。

金融円滑化法とは平成21年に制定・施行された法律で、正式名称は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」といいます。当初は平成23年3月31日までの時限立法でしたが、平成24年3月31日まで延長され、更に平成25年3月31日まで再延長されました。再々延長はされない見通しであり、4月から企業の倒産が激増するのではないかと噂されています。

それでは金融円滑化法とはいったいどのような法律だったのでしょうか？

一言でいうと「金融機関は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込があった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める」というものです。つまり、金融機関は中小企業などからリスク（リスクジュール）などの申込があれば、これに応じるよう努力しなければならないというものです。努力義務とされてはいるものの、金融機関は実施状況と体制整備状況等の開示、実施状況の当局への報告が義務付けられ、虚偽報告には罰則が定められたため、半ば強制されたものでした。

その結果、平成24年9月末迄で、中小企業からのリスクの申込は約370万件に対し実行率は97.4%にのぼっています。リスクを行った中小企業は40万社～50万社程であると推測されており、全国の約470万社の中小企業のうち約1割もの企業がリスクを行っていることとなります。

2 金融円滑化法終了後の政府の出口戦略

政府は、平成24年4月20日、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表しています。ここでは、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策として次のことが求められています。

- (1) 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- (2) 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化
- (3) その他経営改善・事業再生支援の環境整備

上記(1)で、金融機関による支援の対象となる中小企業は「自助努力による経営改善や抜本的な事業再生・業種転換・事業承継による経営改善が見込まれる中小企業」であり、これが見込まれない中小企業に対しては金融機関の対応も厳しくなるものと予想されています。

金融円滑化法とは？

金融円滑化法終了後の出口戦略



3 中小企業再生支援協議会とは？

中小企業再生支援協議会とは産活法（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法）41条に基づいて中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた商工会議所等の認定支援機関に設置された組織です。金融円滑化法終了後の出口戦略として重要な役割を果たすこととされています。

中小企業再生支援協議会による手続の流れはおおよそ次のようになります。

- ①窓口相談（第一次対応）
- ②再生計画策定支援（第二次対応）開始
- ③個別支援チームの編成
- ④財務デューディリジェンス・事業デューディリジェンスの実施
- ⑤再生計画案の作成
- ⑥再生計画案の調査、調査報告書の作成
- ⑦債権者会議
- ⑧再生計画成立、完了

中小企業再生支援協議会を利用する費用については、第一次対応は無料ですが、第二次対応が開始した後の個別支援チームの外部専門家に係る費用が発生しますので注意を要するところです。

大阪府では大阪府中小企業再生支援協議会が取り扱っていますので、同協議会のサイト (<http://www.osaka.cci.or.jp/saisei/>) を御参照ください。

(弁護士 井上 元)

入所のご挨拶

初めまして、弁護士の中村友彦です。京都大学法学部、京都大学法科大学院、和歌山での司法修習を経て、昨年末に事務所に入所しました。京都大学時代には、北村雅史教授の商法ゼミに所属し、主に会社法の研究に努め、京都大学法科大学院時代には、主に倒産法・金融商品取引法等の金融関係法令の勉強（もちろん他の分野もしていましたが）に打ち込みました。そして、和歌山修習時代には、和歌山という土地柄が関係するのかわかりませんが、土地明渡しや境界紛争などの不動産の問題に多く関わりました。

最近では、主に交通事故の損害賠償請求、不動産問題、デリバティブに関する問題を扱っています。交通事故にかかわって思うことは、被害者の方には、もっと早く相談に来てほしいなあということです。事故から何年も経っての相談では、後遺障害の認定等は飛躍的に難しくなりますし、証拠の収集も困難になります。後遺障害が認められるかどうかで、損害賠償の額は大きく異なりますから、なるべく早く相談されることをお勧めします。

また、仕事以外では、サイパンに行きました。大阪弁護士会には、会派というのが、7つあるのですが、私の所属する会派では、毎年新人の歓迎旅行が行われ、今年の行先はサイパンだったのです。行きは2月22日金曜日の夜に出発して、サイパンに23日土曜日の午前2時に到着し、帰りは25日月曜日午前4時にサイパンを出て、午前6時40分に関西空港に到着し、事務所に午前9時50分に出勤するという強行日程でした。そのような強行日程でしたが、ダイビング、海水浴、サイクリング、実弾射撃、ショッピング、マッサージ等々、サイパンを十



分に満喫できました。ちょっと心残りなのは、レンタカーを運転できなかったことです。日本の免許証でも運転できたというのを、帰りの便で知ったのですが、日本とは異なる右側車線の走行で、逆走気分を味わうのは、またの機会にとっておこうと思います。

少し長くなりましたが、大阪生まれの大阪育ちとして、関西、特に大阪に対する思いは人一倍あると自負しております。日々精進して参りますので、これからもよろしくお願ひします。

(弁護士 中村 友彦)

事務所の近況

先日、誕生日を迎えたその日に、奥歯の詰め物が取れるアクシデントに見舞われてしまいました。のんびりお昼ご飯を食べていた時、ガチッと硬いものを噛んだと思ったら・・・詰め物でした。さすがに誕生日が待ち遠しいという年齢は過ぎていますが、よりによってこんな日に・・・。取れた詰め物を見て脱力してしまいました。穴のあいたままにできないので、数日後歯医者に行き、無事詰め物は元通り歯に収まりました。

半年に一回の定期検診に合わせたように詰め物が取れたので、今回、検診も一緒に受けました。最近の検診は虫歯をチェックするだけでなく、フッ素塗布はもちろん、歯のクリーニングに歯茎のマッサージもしてくれます。事務所の近くは歯医者がとても多く、私も近所の歯医者に通っています。

それにしても、どうして淀屋橋周辺にはこんなに歯医者が多いのでしょうか。

淀屋橋は会社が多く近辺だけでも大手企業が並んでいます。会社が多いとそこで働いている人も多く、仕事の合間や昼休みなど空いた時間に歯医者に行く方は結構いらっしゃいます。歯医者だけではありませんが、開業場所候補地として人が多い所は上位に挙げられます。薬問屋街が近いのもあるかもしれませんが、潜在的な患者数が多いのが一番の理由かもしれません。

(事務局 鈴木)



3月なので、ひな人形が飾られているのをよく見かけます。

2段・3段・7段と種類もたくさんで、女の子の行事は何でも華やかですね。

我が家では男雛が向かって右側、女雛が向かって左側に飾られていますが、これは古典的な京様と呼ばれる飾り方で、一般的には男雛が向かって左側、女雛が向かって右側に飾られます。

左右が入れ違ったのは大正の始めで、それまでは日本の礼法にならって上座である向かって右側に天皇陛下が並ばれていましたが、昭和天皇の即位式では国際儀礼にならって向かって左側に天皇陛下、右に皇后陛下が並ばれたことから当時の東京の人形組合が左右を入れ替えて飾ることに決めました。

ところが、京都では京都御所での天皇の並び方（日本の儀礼）を守っているので左右が逆になっています。

こんなところにも明治の文明開化の影響を感じることができます。

どちらの並べ方でも正解なので好きな方を選んで飾れば良い様ですが、我が家がなぜ京様なのかは不明です。。。

(事務局 今井)



取扱い業務

1 当事務所の取扱い業務は下記のとおりです。

詳細は OSAKA ベーシック法律事務所のコーポレートサイトをご覧ください。

<http://www.o-basic.net/>

取扱い業務、弁護士紹介、事務所概要、アクセス、費用などの情報を掲載しています。

「**債権回収無料相談**」の頁を設けましたのでご利用ください。

2 「これが法律問題になるのか?」、「この程度のことで弁護士に相談してよいのか?」とお声をよくいただきますが、迷われる前に、まず、お電話ください。

お気軽にお電話ください!

個人の方	会社・事業者の方
<ul style="list-style-type: none"> ➡ 相続 ➡ 離婚 ➡ 成年後見 ➡ 破産・債務整理 ➡ 不動産 ➡ 交通事故 ➡ 金銭債権 ➡ 労働 ➡ その他 ➡ 法律相談のお勧め 	<ul style="list-style-type: none"> ➡ 会社法 ➡ 契約書 ➡ 債権の保全・回収 ➡ 労務問題 ➡ 不動産 ➡ 倒産 ➡ その他 ➡ 顧問契約 ➡ 法律相談のお勧め

大阪遺言・相続ネット

<http://www.o-basic-souzoku.net/>

交通事故相談

<http://www.o-basic.net/>

大阪離婚相談ネット

<http://www.o-basic-rikon.net/>

債権回収無料相談

<http://www.o-basic.net/>

海外在住者のための無料メール相談

<http://www.o-basic.net/>



OSAKA ベーシック法律事務所
Osaka Basic Law Office

〒541-0042
大阪市中央区今橋4丁目3番6号
淀屋橋NAOビル3階
弁護士井上元
TEL 06-6226-5535
FAX 06-6226-5536
URL <http://www.o-basic.net/>

